

山梨県糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定

山梨県医師会、山梨県糖尿病対策推進会議、山梨県CKD予防推進対策協議会及び山梨県は、糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組の促進に向けて、次のとおり「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組について、山梨県医師会、山梨県糖尿病対策推進会議、山梨県CKD予防推進対策協議会及び山梨県の四者の役割と連携・協力の内容などを定め、地域における取組の促進を図ることを目的とする。

（プログラムの推進）

第2条 協定締結団体は、前条の目的を達成するため、「山梨県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（以下「プログラム」という。）の活用を推進するとともに、取組の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（役割及び連携・協力）

第3条 地域における取組を推進するため、協定締結団体は、次の各号に定める役割に沿った取組を進めるものとする。

- 一 山梨県医師会は、会員及び医療従事者に対して、県や保険者が行う取組を周知し、保険者とかかりつけ医との連携体制の構築を支援するとともに、かかりつけ医と専門医等との連携を強化する等、必要な協力を行うよう努めるものとする。
- 二 山梨県糖尿病対策推進会議は、糖尿病性腎症重症化予防に係る国や県における動向や各保険者の取組状況等について構成団体へ周知するとともに、医学的・科学的観点から助言を行うなど、取組に協力するよう努めるものとする。
- 三 山梨県CKD予防推進対策協議会は、糖尿病性腎症重症化予防に係る国や県における動向や各保険者の取組状況等について構成団体へ周知するとともに、医学的・科学的観点から助言を行うなど、取組に協力するよう努めるものとする。
- 四 山梨県は、プログラムを県民及び関係団体に周知・啓発するとともに、県医師会や山梨県糖尿病対策推進会議、山梨県CKD予防推進対策協議会と各保険者の取組状況を共有し、保険者における円滑な事業実施を支援するものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項を定めようとするとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、協定締結団体で協議し、その内容を決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、これを締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を4通作成し、山梨県医師会会長、山梨県糖尿病対策推進会議会長、山梨県CKD予防推進対策協議会会長及び山梨県知事が署名のうえ、各団体1通を保有するものとする。

平成30年11月19日

山梨県医師会会長

山梨県糖尿病対策推進会議会長

山梨県CKD予防推進対策協議会会長

山梨県知事